

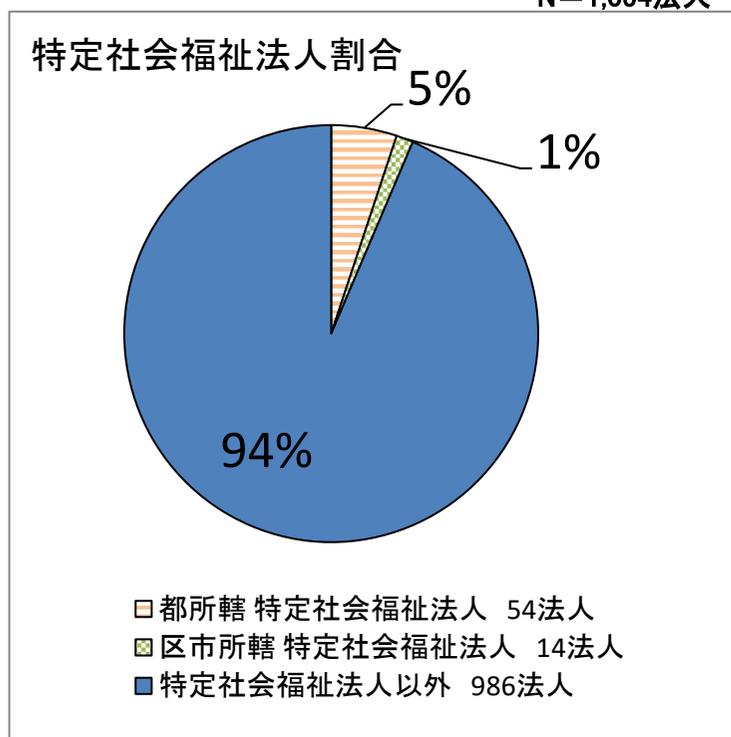
都内社会福祉法人 会計監査人設置状況(令和6年12月1日時点)

○ 社会福祉法の改正により、平成29年度から一定の規模を超える社会福祉法人(特定社会福祉法人【※】)に会計監査人による監査が義務づけられました。

※ 本調査時点では、特定社会福祉法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人とされています。

1. 都内特定社会福祉法人の割合

N=1,054法人



(注) 法人数は令和6年4月1日現在(厚生労働大臣所轄を除く)

2. 会計監査人設置法人数

所轄庁別	法人数	会計監査人設置法人		
		特定社会福祉法人	任意設置法人	合計
都所轄法人	332	54	14	68
区市所轄法人	722	14	3	17
都内合計	1,054	68	17	85

(注1) 法人数は令和6年4月1日現在(厚生労働大臣所轄を除く)

(注2) 任意設置法人とは、特定社会福祉法人以外の法人で、定款の定めにより会計監査人を設置する法人

3. 会計監査人設置法人の事業区分別割合

所轄庁別	設置法人数	事業区分別				
		保育のみ経営	障害のみ経営	介護のみ経営	複数事業を経営	その他
都所轄法人	68	7	5	4	50	2
区市所轄法人	17	1	2	1	8	5
都内合計	85	8	7	5	58	7

(注) 「その他」は、措置施設等のみ経営する法人、社会福祉事業団、社会福祉協議会及び施設を経営しない法人の合計数

事業区分の定義 (都が集計のために定めた区分)

保育のみ経営	保育所のみを経営する法人(一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業を経営する法人を含む)
障害のみ経営	障害者支援施設・障害福祉サービス事業等のみを経営する法人(障害者事業の拠点で、老人居宅介護等事業(ヘルパーステーション)を経営する法人を含む)
介護のみ経営	介護保険施設・事業のみを経営する法人(介護保険施設・事業の拠点で、障害福祉サービス事業(居宅介護等)を経営する法人を含む)
複数事業を経営	上記4種類の事業区分のうち2種類以上の事業を経営している法人)